

## 告示案に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	<p>本来的には自動的に適用されてよいような制度であるので、特段の意思表示を行う必要性についても不要ではないかと思われるのであるが、しかし、問題ある中間者（それは役所の中の者かもしれない）によって不正（そのうち特に中間での利益抜き取り的なもの）が行われる可能性があると思われるので、押印抜きの申請についてはあまり賛成ではない。</p> <p>電子手続きの場合は基準を満たした電子署名を用いた手続きを行う事により押印を省く事が可能と思われるが、書面での手続きの場合においては、押印を用いるのが適切と考える。(ただし、申請（というよりも、意思表示、程度のものと思われるが）について、別の、押印又は署名が存在する書類の中で行われている場合は、不要と考える。様式についての変更を行い、より簡単に制度の適用を求める意思表示が行えるようにするとよいのではないかと考える。国が所管する情報のうち、人口集中地区の様な情報については、全官庁(少なくとも関係省庁である財務省・国税庁、国土交通省、経済産業省等、また当該地区を所轄している地方公共団体)が知っているべきものであるし、その情報を用いての利益となる内容の制度適用については、より簡便に受けられるようになるのがよいのではないかとと思われる。)</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>今般、「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、行政手続における押印の見直し等を行うこととされており、押印を求めている手続等に関して、押印が不要と判断される場合には押印を見直すこととしています。</p>	無